

特定非営利活動法人 四日市市スポーツ協会定款

第1章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 四日市市スポーツ協会という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を三重県四日市市日永東1丁目3番21号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、スポーツを通して四日市市民に対し、体力の向上を図りスポーツ精神を養うことに関連する事業を行い、もって四日市市発展の基盤を培うことに寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ団体の育成強化
- (2) 各種目の大会及び講習会
- (3) スポーツ施設運営管理
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び事業を賛助するため入会した賛助会員

第7条 (入会)

本会への入会は、理事長が別に定める入会申込書により申し込むものとし、理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。

2. 正会員として入会する団体は、その事務局を四日市市内においてあることとする。

3. 団体は種目別競技団体である「競技団体」、地域の体育・スポーツを統轄する「地域団体」及び「学校体育団体」に種別する。

第8条（入会金及び会費）

会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 3,000円
- (2) 会費（年額） 3,000円

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、別に定める退会届を理事長宛に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び顧問、参与

第13条（役員の種別及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名程度
(うち会長1名、副会長 若干名、理事長1名、副理事長2名)
- (2) 監事 2名

2. 前項に定めるもののほか、名誉職として顧問及び参与を若干名置くことができる。

第14条（選任等）

会長及び副会長は理事会において推挙し、総会の承認を経て就任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事会において推挙し、総会の承認を経て選任する。

3. 理事は、総会において次の者から選任する。

- (1) 競技団体が選出した評議員
- (2) 地域団体が選出した評議員
- (3) 学校体育団体及びその他体育団体が選任した評議員
- (4) 理事会が推薦する学識経験者

4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5. 監事は、理事会において推挙し、総会にて選任する。監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
6. 顧問及び参与は、理事会の議決により推挙する。
7. 役員を選出規程は別にこれを定める。

第15条（職務）

会長は、この法人を統括し、礼儀的行為を行い、会務に関し意見を述べる。

2. 副会長は、会長を補佐し、及び代行する。
3. 理事長は、本会の業務を総括し、本会の業務について代表権を有する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指定した職務を代理し、又はその職務を行う。
5. 理事は、理事会を組織して、本会の業務を決議し執行する。
6. 監事は、本会の業務及び財産に関し次の各号に規定する職務を負う。
 - (1) 本会の財産状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務の執行状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするための必要があるときは、理事会又は総会の招集を請求すること。
 - (5) 第48条（事業報告及び決算）の規定による監査の結果について、理事会及び総会に報告すること。
7. 名誉職は、理事長の諮問に応じ、また理事長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条（報酬等）

理事は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 理事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（委員会等）

理事会は、第5条に定める事業を遂行するために必要な委員会及び関係団体を設けることができる。

第5章 総会

第21条（種別）

この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。但し、団体における出席はその代表者（評議員と呼ぶ）をもって1会員とする。

第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

（1）定款の変更

（2）解散

（3）合併

（4）事業報告及び収支決算の承認

（5）役員を選任又は解任、職務及び報酬

（6）その他運営に関する重要事項

2. 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全正会員の賛否を求め、過半数の同意をもって総会の議決に代えることができる。

第24条（開催）

定時総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（2）正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

（3）第15条第6項4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、理事長が緊急の必要があると認めた事項は、この限りではない。

第26条（議会）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条 (定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条 (議決)

総会における議決事項は、第25条第3規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 議会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

第29条 (表決権等)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条 (議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。（尚 議事録署名人は、出席した正会員の中から選出する。）
 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

第31条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第32条 (権能)

理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
 - (4) 入会金及び会費の額
 - (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第39条において同じ）
 - (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
2. 理事長において理事会を招集する時間のない緊急を要する事項については、理事会の議決を経ないで、これを処理することができる。ただし、次の理事会において承認を得なければならない。

第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長および理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条（招集）

理事会は、会長および理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、理事長が緊急の必要があると認めた事項は、この限りではない。

第35条（議長）

理事会の議長は、理事の中から選出する。

第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3. 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

- (3) 審判事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。(尚 議事録署名人は、出席した理事の中から選出する。)

第7章 資産及び会計

第39条 (資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第40条 (資産の区分)

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第41条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て定める。

第42条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

第43条 (会計の区分)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

第44条 (事業計画及び活動予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の審議を受け、総会の議決を経なければならない。

第45条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2. 前項の収支支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条 (予備費の設定及び使用)

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条 (予算の追加及び更正)

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4. この法人が解散したときには、理事が清算人となる。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

第55条（設置等）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
4. 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。
5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

第56条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑 則

第57条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	大橋 正行	市川 孝至	宇佐美 義男	臼井 雅彦
	杉本 雅俊	水谷 敏男	長谷川 信治	上條 博利
	鳥海 善照	内田 政和	安田 勝正	山本 正義
	伊東 倍一	平賀 達也	駒田 和男	宇野 勝彦
	川口 厚	岡崎 章雄	岩井 道子	宮脇 寛
	堀 宏作	石原 譲司	山田 洋	馬場 宏

監事 鈴木 治 齋木 博之

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第51条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第56条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
6. 平成20年5月22日改訂
7. 平成21年3月26日改訂
8. 平成21年5月28日改訂
9. 平成25年5月23日改訂
10. 平成25年7月26日改訂
11. 平成30年5月26日改訂
12. 平成31年4月 1日施行